定　　款

株式会社　キーエンス

’２６．１１．２１

定　　款

第　１　章　　総　　則

（商　号）

第　１　条　　当会社は、株式会社キーエンスと称し、英文では
ＫＥＹＥＮＣＥ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮと表示する。

（目　的）

第　２　条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　自動制御機器、計測機器、分析機器、情報機器および関連する電子応用機器、オプトエレクトロニクス機器ならびにこれらのシステムの開発、製造、販売

（２）　電気機械器具、精密・光学機械器具、医療用機械器具、事務用機械器具および関連する電子応用機械器具ならびに部品の開発、製造、販売

（３）　ソフトウェアおよび関連システムの企画、開発、製作、販売、賃貸および保守管理

（４）　情報処理業および情報提供サービス業

（５）　インターネット等を利用した広告、宣伝、および商取引業

（６）　電子出版を含む雑誌・書籍の企画、出版業

（７）　有料職業紹介業、労働者派遣業および業務請負業

（８）　能力開発および教育訓練業

（９）　不動産の売買、仲介、賃貸、管理、保有

（１０）　前各号に関するコンサルティング業および経営コンサルティング業

（１１）　前各号に付帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第　３　条　　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機　関）

第　４　条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告方法）

第　５　条　　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　６　条　　当会社の発行可能株式総数は、３，０００，０００，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第　７　条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　８　条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　９　条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増請求）

第　１０　条　　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第　１１　条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第　１２　条　　当会社の株式および新株予約権に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第　３　章　　株　主　総　会

（招　集）

第　１３　条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

②　株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地もしくは大阪府高槻市にこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第　１４　条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月２０日とする。

（招集権者および議長）

第　１５　条　　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第　１６　条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第　１７　条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第　１８　条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第　４　章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第　１９　条　　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任）

第　２０　条　　取締役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第　２１　条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第　２２　条　　取締役会は、その決議によって代表取締役たる取締役社長１名を選定する。

②　取締役会は、その決議によって取締役社長以外に代表取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第　２３　条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第　２４　条　　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第　２５　条　　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規則）

第　２６　条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第　２７　条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第　２８　条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第４２３条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　５　章　　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第　２９　条　　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任方法）

第　３０　条　　監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第　３１　条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第　３２　条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第　３３　条　　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規則）

第　３４　条　　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第　３５　条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第　３６　条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第４２３条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　６　章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第　３７　条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第　３８　条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第　３９　条　　会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第　７　章　　計　　算

（事業年度）

第　４０　条　　当会社の事業年度は、毎年３月２１日から翌年３月２０日までの１年とする。

（期末配当金）

第　４１　条　　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月２０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第　４２　条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月２０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第　４３　条　　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

②　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。